

証券コード 9829  
平成30年4月2日

株 主 各 位

長野県長野市南千歳一丁目1番地1  
株式会社 **ながの東急百貨店**  
取締役社長 楠 野 創

## 第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、平成30年4月17日（火曜日）19時までには到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年4月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 長野県長野市南千歳一丁目1番地1  
当社別館シェルシェ5階ホール

### 3. 会議の目的事項 報 告 事 項

1. 第60期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第60期（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

### 4. 代理人による議決権行使についてのご案内

代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。その際、株主さまご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が発生した場合には、書面による郵送又は当社ホームページ（<http://www.nagano-tokyu.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

## 事業報告

(平成29年2月1日から  
平成30年1月31日まで)

### I. 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

当期のわが国経済は、世界経済の緩やかな回復基調を背景に、輸出や生産が堅調に推移し、雇用環境や個人消費にも改善傾向が見られ、緩やかな回復基調が続いております。他方、長野県におきましては、業況格差や人口減少など従来からの構造的な課題を内包したまま、依然として景気回復の実感の乏しい状況が続きました。

百貨店業界におきましては、一服していたインバウンドが持ち直し、また、雇用情勢の改善を背景に個人消費に回復の動きが見られるなど、大都市を中心に堅調に推移いたしました。地方百貨店においては、地方経済の不振や中間層消費の弱さから、厳しい状況を脱するには至りませんでした。

このような環境のもとで当社は、新規顧客の拡大を図るため、自然派化粧品ブランドの「ロクシタン」、「ジョンマスターオーガニック」、「コスメキッチン」を新たに導入し、県下最大級の化粧品売場をさらに強化するとともに、「ふれあいネコ展」や「ピクサー アドベンチャー」などの新規催事の開催により、ファミリー層顧客の拡大を図ってまいりました。また、「ズームインサタデー 全国うまいもの博」や「北海道物産展」などの人気食品催事においても県下初登場の商品やイートインコーナーを充実させるなど、来場客数の増加と売上の拡大に努めてまいりました。さらに、地元書店の「平安堂」の導入により増加したお客さまの店内回遊性を高めるため、売場移設などの細やかな改善策も随時実施するとともに、各階の売場においてもお客さまに常に新しい提案を行う「ポップアップステージ」を積極的に活用し、お客さまに繰り返しご来店いただける売場展開を図ってまいりました。また、当期から新たに導入したポイント制のハウスカード「natoQ(ナトック)」の会員獲得に全社を挙げて取り組み、固定客の拡大に継続的に取り組んでまいりました。

以上のような営業施策を積極的に展開した結果、入店客数は前期比約6%増加し、当期の売上高は、賃貸区画拡大に伴う売場面積縮小後においても161億7千5百万円、前期比95.4%を確保するとともに、テナント店売上の拡大により店舗全体の競争力の向上を図りました。

収支面におきましては、賃貸化による安定収入の確保及び運営人員の効率化のほか、基幹システムの導入による業務改善の実施、諸経費の細部にわたる見直しなどにより、販売費及び一般管理費の削減に努めた結果、営業利益は2億6千4百万円(前期、営業損失7千7百万円)となり、経常利益は2億4千4百万円(前期、経常損失1億4百万円)、当期純利益は2億4千3百万円(前期、当期純損失4億6千7百万円)となりました。

また、当期の連結決算につきましては、子会社株式会社北長野ショッピングセンターが、商圏内競合の激化により、主力のデイリーマートの前年実績を確保できず、連結売上高は前期比94.8%の186億9千4百万円となりましたが、前述の収支構造の見直しにより、連結営業利益は2億7千4百万円、連結経常利益は2億4千9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2億4千5百万円となりました。

今後の当社を取り巻く経済情勢につきましては、人口減少や実質可処分所得の縮小、節約志向の定着化などにより個人消費の伸び悩みが予想され、先行きの不透明感は継続するものと思われまます。百貨店業界におきましても、インターネット通販業界をはじめとする他業態との競争が一層激化するなど、引き続き厳しい商況が予想されます。

このような状況の中で当社は、「すべてはお客さまのため」を共通の価値観として、お客さまの視点に立った施策を積極的に実践してまいります。地域唯一の百貨店として、地域のお客さまから期待される新しいモノやコトの提供を通じ、お客さまの豊かで暮らしやすい生活の実現を支えてまいります。また、前期から取り組んでいる構造改革による回復基調を安定化すべく、引き続き魅力的な店舗づくりと、より効率的な店舗運営による収益力の向上に取り組み、地域社会に永続的に貢献できる企業を目指して不断の努力を続けてまいります。

また、昨年発生した当社元従業員による貴金属類の商品を不正に持ち出し転売するなどの行為につきましては、株主の皆さまには多大なご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。二度とこのような事故が発生しないよう再発防止策を実践し、全社を挙げてコンプライアンスの更なる徹底に取り組んでおり、役職員全員が一丸となって信用回復に努めてまいります所存でございます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 商品別売上高

区 分	売 上 高	構 成 比
衣 料 品	5,360,992 千円	33.2 %
身 廻 り 品	1,378,773	8.5
雑 貨	3,028,264	18.7
家 庭 用 品	519,405	3.2
食 料 品	5,097,748	31.5
食 堂 ・ 喫 茶	300,240	1.9
そ の 他	490,203	3.0
合 計	16,175,628	100.0

## 3. 設備投資等の状況

当期における主な設備投資は、本館1階の自然派化粧品の新規リース契約等における売場改装及びPOS・基幹システムの新規リース契約等であり、総額6億3千4百万円の設備投資を行いました。

## 4. 資金調達の状況

当期における新たな資金調達はありません。

## 5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## 6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## 7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## 9. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 57 期	第 58 期	第 59 期	第 60 期 (当期)
	平成26年2月1日から 平成27年1月31日まで	平成27年2月1日から 平成28年1月31日まで	平成28年2月1日から 平成29年1月31日まで	平成29年2月1日から 平成30年1月31日まで
売 上 高 (千 円)	19,165,566	18,125,140	16,947,216	16,175,628
当期純利益又は当期純損失(△) (千 円)	29,252	△4,223,494	△467,092	243,148
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	3.05	△441.21	△48.79	25.40
総 資 産 (千 円)	16,482,624	11,918,146	11,756,395	11,812,536
純 資 産 (千 円)	7,589,326	3,348,543	2,903,630	3,144,088

(注) 第60期事業年度に過去の誤謬の訂正を行っており、第59期については、遡及処理後の数値を記載しております。

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

当社の親会社は、株式会社東急百貨店及び東京急行電鉄株式会社の2社であります。

株式会社東急百貨店は、当社の株式を子会社の所有分（間接所有）を含め5,448,316株（議決権比率57.8%）、東京急行電鉄株式会社は、当社の株式を子会社の所有（間接所有）により5,461,316株（議決権比率57.9%）それぞれ所有しております。

当社は、株式会社東急百貨店と一部商品の売買及び商品の共同仕入を行い、同社に配送及び荷扱業務を委託しております。また、東京急行電鉄株式会社とは、商標使用を含め密接な関係を保っております。

### (2) 親会社との間の取引に関する事項

#### ①当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

#### ②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

### (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容	設 立 年 月 日
株式会社北長野ショッピングセンター	100,000千円	100.0%	物 品 販 売 業	平成11年12月16日

当社の連結子会社は、上記株式会社北長野ショッピングセンター 1社であります。

当期の連結売上高は18,694,410千円、前期比94.8%、親会社株主に帰属する当期純利益は245,714千円であります。

#### 11. 主要な事業内容

百貨店業

#### 12. 主要な事業所

長野県長野市南千歳一丁目1番地1

#### 13. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	123 名	1名増	47.0 歳	19.6 年
女 性	153	4名増	39.2	16.0
合計又は平均	276	5名増	42.7	17.6

(注) 上記のほか、パートタイマー 103名（8時間換算による年間平均）を雇用しております。

#### 14. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,130,260 千円
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	936,032
株 式 会 社 長 野 銀 行	830,664
長 野 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	587,244
長 野 県 信 用 組 合	150,000

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式総数 9,645,216株（自己株式74,359株を含む。）
2. 株 主 数 1,718名
3. 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 東 急 百 貨 店	5,381,316 株	56.23 %
ホ ク ト 株 式 会 社	290,200	3.03
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	250,000	2.61
株 式 会 社 長 野 銀 行	240,000	2.51
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	240,000	2.51
信 越 放 送 株 式 会 社	228,000	2.38
鹿 島 商 事 株 式 会 社	178,000	1.86
信 濃 毎 日 新 聞 株 式 会 社	121,680	1.27
長 野 県 信 用 組 合	96,000	1.00
陽 光 ビ ル M E 株 式 会 社	90,000	0.94

（注） 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式74,359株を除く。）の総数に対する割合であります。

4. その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	楠 野 創	
常務取締役	根 岸 健 一	業務本部長 株式会社北長野ショッピングセンター代表取締役社長
取 締 役	小 林 基 司	営業本部長兼営業部長
取 締 役	島 田 芳 雄	株式会社北長野ショッピングセンター常務取締役 東京急行電鉄株式会社代表取締役副社長執行役員
取 締 役	今 村 俊 夫	株式会社東急百貨店取締役会長 東急不動産ホールディングス株式会社社外監査役
取 締 役	二 橋 千 裕	株式会社東急百貨店代表取締役社長執行役員
取 締 役	雨 宮 主	株式会社東急百貨店取締役専務執行役員 企画・業務本部長
取締役(常勤監査等委員)	窪 田 俊 治	
取締役(監査等委員)	北 村 正 博	株式会社システックス代表取締役 長野商工会議所会頭
取締役(監査等委員)	鷲 澤 幸 一	炭平コーポレーション株式会社代表取締役社長

- (注) 1. ※は代表権を有する取締役であります。
2. 取締役北村正博、鷲澤幸一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等からの情報収集、重要な社内会議への出席並びに内部監査担当部署との連携を密に図ることにより監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 平成29年4月19日開催の第59期定時株主総会において、根岸健一、小林基司の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 平成29年6月20日付で、取締役宮沢宏明氏は、当社取締役及び株式会社北長野ショッピングセンターの代表取締役社長を辞任いたしました。
6. 平成29年6月20日付で、常務取締役根岸健一氏は、株式会社北長野ショッピングセンターの代表取締役社長に就任いたしました。
7. 平成30年2月10日をもって、取締役今村俊夫氏は、株式会社東急百貨店取締役会長を退任いたしました。
8. 平成30年2月11日付で、取締役二橋千裕氏は、株式会社東急百貨店取締役会長に、取締役雨宮主氏は、株式会社東急百貨店取締役副社長執行役員企画・業務本部長に、それぞれ就任いたしました。



## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役北村正博氏並びに鷺澤幸一氏との間で責任限定契約を締結しており、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## 3. 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役の報酬等の総額及び員数

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役（監査等委員を除く）	4 名	24,392 千円
取 締 役（監査等委員）	3	13,000
合 計	7	37,393

(注) 1. 報酬等の額には使用人兼務役員1名の使用人給与相当額（賞与を含む。）5,220千円は含まれておりません。

2. 取締役の報酬等の額は、平成28年4月20日開催の第58期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役は除く。）は年額1億2,000万円以内、監査等委員である取締役は年額2,200万円以内と決議いただいております。

## 4. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該兼職先との関係
取 締 役 (監査等委員)	北 村 正 博	株式会社システックス	代表取締役	当社と当該他の法人等の関係 で記載すべき当該事項はありません。
		長野商工会議所	会 頭	
	鷺 澤 幸 一	炭平コーポレーション 株式会社	代表取締役 社 長	当社と当該他の法人等の関係 で記載すべき当該事項はありません。

(2) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 及 び 発 言 の 状 況
取 締 役 (監査等委員)	北 村 正 博	当事業年度開催の取締役会7回、監査等委員会7回の全てにそれぞれ出席し、会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切な助言を行っております。
	鷺 澤 幸 一	当事業年度開催の取締役会7回のうち6回、監査等委員会7回の全てにそれぞれ出席し、会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切な助言を行っております。

(3) 社外役員の報酬等の総額

人 数	報酬等の総額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
2 名	2,380 千円	— 千円

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

きさらぎ監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 22,100千円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22,100千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

### 3. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等につき、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

## VI. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につきましては、次のとおりであります。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社長を委員長とし、取締役その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、「コンプライアンスマニュアル」の制定・改正に関する事項、内部監査や改善措置等に関する事項及び各部門におけるコンプライアンスの実践状況等に関する事項等を協議、決定する。また、コンプライアンス担当部署をコンプライアンス委員会の事務局とする。
- (2) 各部門に「コンプライアンス責任担当者」と「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス活動を推進する。
- (3) 取締役、管理職、一般社員等に対し、必要な研修や周知を定期的を実施する。また、関連する法規の制定・改正時や当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- (4) 「コンプライアンス相談窓口」の運用規程に則り、その適切な運用にあたるとともに、東急百貨店グループコンプライアンス相談窓口及び東急電鉄ヘルプラインも含め、使用人にその周知徹底を図る。
- (5) 内部監査担当部署により、監査計画に基づき内部監査を実施するとともに、内部監査の結果を経営層に報告する。
- (6) 反社会的勢力及び団体とは取引や利益供与はもちろん、一切の関係を拒絶する。また、弁護士、警察当局等外部機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための活動を推進する。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。

### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 1. に規定するコンプライアンス委員会において、リスク管理項目等の設定、各部門におけるリスク管理の実践状況等に関する事項及び事件、事故等の緊急事態発生時の対応に関する事項等を協議、決定する。
- (2) 設定されたリスク管理項目についての責任の所在を明確にするため、「リスク管理担当部門」を定める。

(3) 大規模な事故、災害等が発生又は発生する恐れが生じた場合は、社長を対策本部長とし、必要な人員で組織する「危機対策本部」を設置するとともに、危機対応のための組織、規程を整備し、使用人にその周知徹底を図る。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他情報の保存及び管理に関する社内規程等を適切に維持管理するとともに、法令及び社内規程等に基づいて適切な保存及び管理を行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務分担を決議する。また、合理的な経営方針の策定や全社的なプロジェクトなどの重要事項について検討、決定するため、経営会議等を有効的に活用する。

### 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

#### (1) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社において、社長を委員長とし、取締役、監査役その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を定期的開催するとともに、「コンプライアンス責任担当者」と「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス活動を推進する。

子会社において、「ながの東急百貨店行動規範」を受けた「行動規範」、「コンプライアンスマニュアル」を策定し、定期的な研修等により、使用人に周知徹底を図る。

当社の「コンプライアンス相談窓口」、東急百貨店グループコンプライアンス相談窓口及び東急電鉄ヘルプラインを子会社の相談窓口とすることとし、子会社使用人にその周知徹底を図る。

子会社独自の業務の適正化のための体制の整備について、定期的なモニタリングを実施するとともに、必要な助言、支援を行う。

#### (2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社管理規程に基づいて、子会社から当社へ必要な報告を行わせるとともに、子会社の重要業務の執行等について当社の取締役会、経営会議において審議・報告する。

(3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社管理規程に基づいて、当社は子会社に対しリスクの把握、評価、対応を行わせるとともに、子会社役職員も1.に規定するコンプライアンス委員会の構成員としリスク管理活動を一体的に推進する。

(4) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役の職務の効率性を確保するため、子会社の取締役会において取締役の業務分担を決議する。また、合理的な経営方針の策定や意思決定の迅速化を図るため、子会社取締役を当社経営会議の構成員とする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべく、「監査等委員会事務局」を設置し、使用人を配置する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項

監査等委員会事務局の使用人については、監査等委員会の指示に基づき職務を行い、その人事考課及び人事異動については、監査等委員会と事前に協議することとする。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

(1) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な社内会議への監査等委員の出席の機会を確保するとともに、当社及び子会社の役職員からの監査等委員会への適切な報告を実施する。

(2) 当社及び子会社の役職員は、当社及び子会社の重要リスク等に関し、監査等委員会に報告し、リスク管理の状況について監査等委員会と協議する。また、内部監査担当部署は当社及び子会社の内部監査に関し、その監査結果の報告等を定期的に行い、監査等委員会との緊密な連携を保つこととする。

(3) 当該報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員がその職務を執行するうえで必要な費用については、監査等委員会と協議のうえ毎年度予算措置を行い、その費用の前払い等が必要な場合には、監査等委員の請求により担当部署において速やかに対応する。

## 10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 東急グループ各社の監査役と監査方針、監査方法などの協議及び情報交換を行うため、東京急行電鉄株式会社が主催する「東急グループ常勤監査役会議」及び「連結会社常勤監査役連絡会」へ監査等委員が出席するにあたり、情報提供などの協力を行う。
- (2) 監査等委員会及び会計監査人と会計監査実施状況等の監査に関する情報の交換を定期的に行うこととする。

## VII. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1. 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のコンプライアンス担当部署がモニタリングし、改善を進めております。

### 2. コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社はコンプライアンス相談窓口運用規程により相談・通報体制を設けており、子会社にも開放することでコンプライアンス体制の実効性向上に努めております。

### 3. リスク管理体制

コンプライアンスマニュアルでリスク管理項目と担当部門を設定し、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況の確認と情報共有を行っております。

### 4. 内部監査

コンプライアンス担当部署が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---







# 貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕	11,812,536	〔負債の部〕	8,668,448
流 動 資 産	2,559,019	流 動 負 債	6,463,744
現金及び預金	868,310	買掛金	965,801
売掛金	715,704	短期借入金	2,969,800
商貯蔵品	749,791	リース債	110,316
前払費用	14,078	未払金	40,916
繰延税金資産	28,516	未払費用	206,659
その他の当金	89,532	未払法人税等	56,613
貸倒引当金	96,755	商品券	588,332
	△3,668	前受金	36,558
		預り金	1,052,542
		賞与引当金	15,817
		商品回収引当金	328,222
		ポイント引当金	84,664
		資産除去債務	7,500
固 定 資 産	9,253,516	固 定 負 債	2,204,703
有形固定資産	8,117,682	長期借入金	734,400
建物	3,208,444	リース債	477,402
構築物	35,440	再評価に係る繰延税金負債	342,695
土地	4,652,885	退職給付引当金	572,525
リース資産	176,015	資産除去債務	26,169
建設仮勘定	1,728	長期預り保証金	51,510
その他の	43,168		
無形固定資産	418,148	〔純資産の部〕	3,144,088
ソフトウェア	48,525	株 主 資 本	2,371,355
リース資産	363,154	資本剰余金	2,368,299
その他の	6,467	資本準備金	2,916,697
投資その他の資産	717,685	利益剰余金	△2,893,740
投資有価証券	113,873	利益準備金	148,786
関係会社株	400,000	その他利益剰余金	△3,042,527
長期前払費用	8,117	別途積立金	1,300,000
繰延税金資産	17,982	繰越利益剰余金	△4,342,527
敷金及び保証金	187,956	自 己 株 式	△19,901
その他の	78,683	評 価 ・ 換 算 差 額 等	772,732
投資損失引当金	△53,210	その他有価証券評価差額金	△8,164
貸倒引当金	△35,717	土地再評価差額金	780,897
資 産 合 計	11,812,536	負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,812,536

# 損 益 計 算 書

(平成29年 2月 1日から  
平成30年 1月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		16,175,628
売 上 原 価		12,530,738
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>3,644,889</b>
そ の 他 の 営 業 収 入		217,430
<b>営 業 総 利 益</b>		<b>3,862,320</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,598,277
<b>営 業 利 益</b>		<b>264,042</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,363	
そ の 他	8,496	11,860
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,593	
そ の 他	9,659	31,253
<b>経 常 利 益</b>		<b>244,649</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 受 贈 益	6,487	
受 取 和 解 金	20,447	26,935
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	27,717	
減 損 損 失	25,040	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	18,994	
特 別 調 査 費 用 等	31,329	103,081
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>168,503</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		36,217
法 人 税 等 調 整 額		△110,863
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>243,148</b>

## 株主資本等変動計算書

(平成29年2月1日から  
平成30年1月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,368,299	2,916,697	2,916,697	148,786	1,300,000	△4,567,641	△3,118,855
過年度遡及による累積的影響額						△18,034	△18,034
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	2,368,299	2,916,697	2,916,697	148,786	1,300,000	△4,585,676	△3,136,889
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益						243,148	243,148
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	243,148	243,148
当 期 末 残 高	2,368,299	2,916,697	2,916,697	148,786	1,300,000	△4,342,527	△2,893,740

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△19,763	2,146,378	△5,611	780,897	775,286	2,921,665
過年度遡及による累積的影響額		△18,034				△18,034
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	△19,763	2,128,344	△5,611	780,897	775,286	2,903,630
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益		243,148				243,148
自己株式の取得	△137	△137				△137
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△2,553		△2,553	△2,553
当 期 変 動 額 合 計	△137	243,011	△2,553	—	△2,553	240,457
当 期 末 残 高	△19,901	2,371,355	△8,164	780,897	772,732	3,144,088

## 個別注記表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式及び  
関連会社株式 — 移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券
      - a 時価のあるもの — 決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
      - b 時価のないもの — 移動平均法による原価法
  - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - ① 商 品 — 売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
    - ② 貯 蔵 品 — 先入先出法による原価法
  - (3) 固定資産の減価償却の方法
    - ① 有 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)
      - a 建物及び構築物 — 定額法
      - b そ の 他 — 定率法
    - ② 無 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)  
— 定額法  
ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
    - ③ リ ー ス 資 産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
— 定額法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ (残価保証の取り決めがある場合は残価保証額) とする定額法によっております。
  - (4) 引当金の計上基準
    - ① 貸 倒 引 当 金 — 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
    - ② 投資損失引当金 — 子会社への投資に対する損失に備えるため、子会社株式について当該子会社の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。
    - ③ 賞 与 引 当 金 — 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
    - ④ 商品券回収損引当金 — 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
    - ⑤ ポイント引当金 — 顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用見込額を計上しております。

- ⑥ 退職給付引当金—従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### 3. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「前渡金」は、当事業年度において金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

### 4. 会計上の見積りの変更

(数理計算上の差異の費用処理年数の変更)

退職給付に係る会計処理における数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より費用処理年数を9年に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

### 5. 誤謬の訂正に関する注記

- (1) 誤謬の内容

当事業年度において、当社元従業員による不正な売上計上が判明したため、誤謬の訂正を行っております。

- (2) 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

影響額については、「株主資本等変動計算書」の「過年度遡及による累積的影響額」に記載しております。

## 6. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 7. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保提供資産

借入金に対する担保

担保に供している資産

建	物	2,797,126千円			
土	地	4,231,911千円			
計		7,029,038千円			
担保に係る債務					
短	期	借	入	金	2,819,800千円
長	期	借	入	金	734,400千円
計		3,554,200千円			

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,324,630千円

### (3) 保証債務

次の銀行借入金に対し、保証を行っております。

当社従業員	9,910千円
株式会社北長野ショッピングセンター	1,620,000千円
計	1,629,910千円

### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	19,028千円
長期金銭債権	44,805千円
短期金銭債務	3,316千円



(5) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税計算のために公表された価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価差額のうち税効果相当額を負債の部の固定負債に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日	平成13年1月31日
再評価を行った土地の期末における 時価と再評価及び減損後の帳簿価額との差額	△1,068,321千円

8. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当事業年度において、当社の以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
長野県長野市	カルチャースクール 「多目的ルーム」	建物等	18,570
長野県長野市	遊休資産	土地	6,470

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産である店舗を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件を単位として資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において「多目的ルーム」は、平成30年3月を以ってカルチャースクールの営業を終了することとしたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能額はゼロとしております。

また「遊休資産」においては、当該資産の帳簿価額を正味売却価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。

(2) 関係会社との取引高

売上高	4,997千円
販売費及び一般管理費	16,619千円
営業取引以外の取引高	15,215千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 74,359株

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	12,019千円
賞与引当金	4,855千円
商品券回収損引当金	100,260千円
ポイント引当金	25,992千円
退職給付引当金	174,678千円
投資損失引当金	16,229千円
減損損失	1,309,192千円
資産除去債務	10,284千円
繰越欠損金	73,472千円
その他	25,251千円
繰延税金資産合計	1,752,235千円
評価性引当額	△1,642,200千円
繰延税金資産合計	110,035千円

繰延税金負債

資産除去債務計上に伴う固定資産計上額	2,520千円
繰延税金負債合計	2,520千円
繰延税金資産の純額	107,515千円
再評価に係る繰延税金負債	342,695千円

11. 関連当事者との取引に関する注記  
 子会社及び関連会社等

種 類	会社等 の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社北 長野ショッ ピングセン ター	所有 直接 100.0	・役員の兼任 (4名) ・設備の賃借 ・債務保証	銀行借入金 に対する債 務保証  債務保証料	1,620,000  780	—  —	—  —

取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社の銀行借入金に対して債務保証を行っており、年率0.05%の保証料を受領しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 328円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 25円40銭  |

### 13. 重要な後発事象に関する注記

#### (1) 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、平成30年3月14日開催の取締役会において、「資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分」について、平成30年4月18日開催予定の第60期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

##### ① 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損をてん補し、将来における柔軟かつ機動的な配当政策に備えることを目的としております。

##### ② 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金2,893,740千円及び利益準備金148,786千円をそれぞれ減少させ、資本準備金については同額をその他資本剰余金に、利益準備金については同額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えます。

また、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金2,893,740千円及び別途積立金1,300,000千円の全額を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えます。

#### (2) 単元株式数の変更及び株式併合

当社は、平成30年3月14日開催の取締役会において、「単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更」について、平成30年4月18日開催予定の第60期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

##### ① 単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取組みを進めています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この主旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持するため、当社株式について10株を1株に併合することといたしました。

##### ② 単元株式数の変更の内容

平成30年8月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### ③ 株式併合の内容

###### a 併合する株式の種類

普通株式

###### b 併合の割合

平成30年8月1日をもって、同年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様が所有された株式10株につき1株の割合で併合いたします。

c 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年1月31日現在）	9,645,216株
株式併合により減少する株式数	8,680,695株
株式併合後の発行済株式総数	964,521株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

d 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

④ 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成30年3月14日
定時株主総会決議日（予定）	平成30年4月18日
単元株式数の変更の効力発生日（予定）	平成30年8月1日
株式併合の効力発生日（予定）	平成30年8月1日

⑤ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当該事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	3,285円06銭
1株当たり当期純利益	254円03銭

# 連結貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕	13,796,609	〔負債の部〕	10,728,135
流動資産	2,769,563	流動負債	8,325,928
現金及び預金	926,113	支払手形及び買掛金	1,126,754
受取手形及び売掛金	788,693	短期借入金	4,589,800
商品	812,101	リース債務	116,232
繰延税金資産	98,235	未払法人税等	56,921
その他	148,087	商品債券	589,306
貸倒引当金	△3,668	賞与引当金	16,576
		商品券回収損引当金	349,807
		ポイント引当金	84,664
		その他	1,395,865
固定資産	11,027,045	固定負債	2,402,206
有形固定資産	10,234,315	長期借入金	734,400
建物及び構築物	4,178,263	リース債務	483,871
土地	5,755,363	再評価に係る繰延税金負債	342,695
リース資産	187,265	退職給付に係る負債	702,097
建設仮勘定	60,372	資産除去債務	26,169
その他	53,050	長期預り保証金	112,972
無形固定資産	420,463		
ソフトウェア	48,525	〔純資産の部〕	3,068,474
リース資産	363,154	株主資本	2,358,487
その他	8,783	資本金	2,368,299
投資その他の資産	372,266	資本剰余金	2,916,697
投資有価証券	113,884	利益剰余金	△2,906,608
繰延税金資産	45,529	自己株式	△19,901
敷金及び保証金	160,801	その他の包括利益累計額	709,986
その他	87,769	その他有価証券評価差額金	△8,164
貸倒引当金	△35,717	土地再評価差額金	780,897
		退職給付に係る調整累計額	△62,745
資産合計	13,796,609	負債及び純資産合計	13,796,609

# 連結損益計算書

(平成29年2月1日から  
平成30年1月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,694,410
売 上 原 価		14,616,954
売 上 総 利 益		4,077,456
そ の 他 の 営 業 収 入		323,099
営 業 総 利 益		4,400,555
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,126,076
営 業 利 益		274,479
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,583	
そ の 他	9,255	11,839
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,581	
そ の 他	10,458	37,040
経 常 利 益		249,278
特 別 利 益		
固 定 資 産 受 贈 益	6,649	
受 取 和 解 金	20,447	27,097
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	29,682	
減 損 損 失	23,414	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	18,994	
特 別 調 査 費 用 等	31,329	103,420
税金等調整前当期純利益		172,954
法人税、住民税及び事業税		36,833
法人税等調整額		△109,593
当 期 純 利 益		245,714
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		245,714

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年2月1日から  
平成30年1月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,368,299	2,916,697	△3,134,289	△19,763	2,130,944
過年度遡及による累積的影響額			△18,034		△18,034
遡及処理後当期首残高	2,368,299	2,916,697	△3,152,323	△19,763	2,112,910
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			245,714		245,714
自 己 株 式 の 取 得				△137	△137
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	245,714	△137	245,576
当 期 末 残 高	2,368,299	2,916,697	△2,906,608	△19,901	2,358,487

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△5,611	780,897	△76,517	698,768	2,829,713
過年度遡及による累積的影響額					△18,034
遡及処理後当期首残高	△5,611	780,897	△76,517	698,768	2,811,678
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					245,714
自 己 株 式 の 取 得					△137
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,553		13,771	11,218	11,218
当 期 変 動 額 合 計	△2,553	—	13,771	11,218	256,795
当 期 末 残 高	△8,164	780,897	△62,745	709,986	3,068,474



## 連結注記表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数－1社  
会社名－株式会社北長野ショッピングセンター  
非連結子会社はありません。
  - (2) 持分法の適用に関する事項  
該当事項はありません。
  - (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
  - (4) 会計方針に関する事項
    - ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
イ 時価のあるもの－決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)  
ロ 時価のないもの－移動平均法による原価法
    - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
      - a 商品－売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
      - b 原材料及び貯蔵品－先入先出法による原価法
    - ③ 固定資産の減価償却の方法
      - a 有形固定資産 (リース資産を除く)  
イ 建物及び構築物－定額法  
ロ その他－定率法
      - b 無形固定資産 (リース資産を除く)  
－定額法  
ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
      - c リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
－定額法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ (残価保証の取り決めがある場合は残価保証額) とする定額法によっております。
    - ④ 引当金の計上基準  
貸倒引当金－債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金－従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

商品券回収損引当金－商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

ポイント引当金－顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用見込額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計上の見積りの変更

（数理計算上の差異の費用処理年数の変更）

退職給付に係る会計処理における数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で費用処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当連結会計年度より費用処理年数を9年に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

4. 誤謬の訂正に関する注記

(1) 誤謬の内容

当連結会計年度において、当社元従業員による不正な売上計上が判明したため、誤謬の訂正を行っております。

(2) 当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額

影響額については、「連結株主資本等変動計算書」の「過年度遡及による累積的影響額」に記載しております。

5. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

借入金に対する担保

担保に供している資産

建物及び構築物 2,797,126千円

土地 4,231,911千円

---

計 7,029,038千円

担保に係る債務

短期借入金 2,819,800千円

長期借入金 734,400千円

---

計 3,554,200千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,321,461千円

(3) 保証債務

次の銀行借入金に対し、保証を行っております。

当社従業員 9,910千円

(4) 事業用土地の再評価

当社においては、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税計算のために公表された価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価差額のうち税効果相当額を負債の部の固定負債に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年1月31日

再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価及び減損後の帳簿価額との差額  $\Delta 1,068,321$ 千円

## 7. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当連結会計年度において、当社の以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
長野県長野市	カルチャースクール 「多目的ルーム」	建物等	16,944
長野県長野市	遊休資産	土地	6,470

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産である店舗を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件を単位として資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において「多目的ルーム」は、平成30年3月を以てカルチャースクールの営業を終了することとしたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能額はゼロとしております。

また「遊休資産」においては、当該資産の帳簿価額を正味売却価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。

## 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,645,216株

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は短期的な預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金の支払期日は、一年以内であります。借入金、ファイナンス・リース取引によるリース債務は、設備投資資金及び運転資金の調達を目的にしたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

当社グループは、売掛債権管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b 市場リスク（株価や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、担当部門が借入金に係る支払金利の変動リスクにつき市場金利の動向を継続的に把握することにより、その抑制に努めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

c 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき、担当部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、主要取引銀行と当座貸越契約を締結することにより十分な手元流動性を確保しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2）参照。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	926,113	926,113	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（*1）	788,693 △3,668	788,693 △3,668	— —
	785,025	785,025	—
(3) 投資有価証券	82,400	82,400	—
(4) 敷金及び保証金	160,801	158,912	△1,889
資産計	1,954,342	1,952,452	△1,889
(1) 支払手形及び買掛金	1,126,754	1,126,754	—
(2) 短期借入金（*2）	4,390,000	4,390,000	—
(3) 長期借入金（*3）	934,200	933,694	△505
(4) リース債務（*3）	600,103	600,520	417
負債計	7,051,058	7,050,970	△88

(\*1) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 長期借入金の1年内返済予定額を含めておりません。

(\*3) 1年内返済予定額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらはすべて時価のある株式であり、時価は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。また固定金利によるものについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務

元利金の合計額を新規に同様のリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 (* 1)	31,483
長期預り保証金 (* 2)	112,972

(\* 1) 市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(\* 2) 返済期間が確定していないものであり、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 320円60銭

(2) 1株当たり当期純利益 25円67銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、平成30年3月14日開催の取締役会において、「資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分」について、平成30年4月18日開催予定の第60期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

#### ① 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損をてん補し、将来における柔軟かつ機動的な配当政策に備えることを目的としております。

#### ② 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金2,893,740千円及び利益準備金148,786千円をそれぞれ減少させ、資本準備金については同額をその他資本剰余金に、利益準備金については同額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えます。

また、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金2,893,740千円及び別途積立金1,300,000千円の全額を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えます。

### (2) 単元株式数の変更及び株式併合

当社は、平成30年3月14日開催の取締役会において、「単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更」について、平成30年4月18日開催予定の第60期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

#### ① 単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取組みを進めています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この主旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持するため、当社株式について10株を1株に併合することといたしました。

#### ② 単元株式数の変更の内容

平成30年8月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

#### ③ 株式併合の内容

##### a 併合する株式の種類

普通株式

##### b 併合の割合

平成30年8月1日をもって、同年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様が所有された株式10株につき1株の割合で併合いたします。

c 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年1月31日現在）	9,645,216株
株式併合により減少する株式数	8,680,695株
株式併合後の発行済株式総数	964,521株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

d 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

④ 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成30年3月14日
定時株主総会決議日（予定）	平成30年4月18日
単元株式数の変更の効力発生日（予定）	平成30年8月1日
株式併合の効力発生日（予定）	平成30年8月1日

⑤ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当該連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	3,206円05銭
1株当たり当期純利益	256円72銭



独立監査人の監査報告書

平成30年3月11日

株式会社 ながの東急百貨店

取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 好 生 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 藤 井 元 裕 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ながの東急百貨店の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月11日

株式会社 ながの東急百貨店

取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 好 生 ㊞  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 藤 井 元 裕 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ながの東急百貨店の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ながの東急百貨店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月12日

株式会社 ながの東急百貨店 監査等委員会  
常勤監査等委員 窪田俊治 ㊟  
監査等委員 北村正博 ㊟  
監査等委員 鷺澤幸一 ㊟

(注) 監査等委員北村正博及び鷺澤幸一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する取組みを進めています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業といたしまして、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)に調整することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたしたいと存じます。

なお、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させることといたします。

#### 2. 併合の割合

当社普通株式につきまして、10株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生ずるときは、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### 3. 株式併合の効力発生日

平成30年8月1日

#### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

290万株

#### 5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 企業内保育所の開設及び子会社事務業務の受託にあたり、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第5条(発行可能株式総数)及び第7条(単元株式数)の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、第1号議案における株式併合の効力発生日である平成30年8月1日をもって効力が発生する旨の附則第2条(効力発生日)を設け、同日をもって同条を削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線 〃 は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
1.～11. (省 略)	1.～11. (現行どおり)
(新 設)	12. <u>保育施設の経営</u>
(新 設)	13. <u>一般事務等の請負業</u>
<u>12.</u> (省 略)	<u>14.</u> (現行どおり)
<u>13.</u> (省 略)	<u>15.</u> (現行どおり)
第3条～第4条 (条文省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
<b>第2章 株 式</b>	<b>第2章 株 式</b>
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千9百万株</u> とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>290万株</u> とする。
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第8条～第41条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(効力発生日) 第2条 <u>第5条及び第7条の変更は、平成30年8月1日をもって、効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本条は、当該変更の効力発生日の経過後これを削除する。</u></p>

### 第3号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

#### 1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

平成30年1月期末において計上している繰越利益剰余金の欠損をてん補し、将来における柔軟かつ機動的な配当政策に備えるためであります。

#### 2. 準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金を減少させ、資本準備金についてはその他資本剰余金に、利益準備金については繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えるものといたしたいと存じます。

##### (1) 資本準備金の減少

① 資本準備金の減少額	2,893,740,640円
② その他資本剰余金の増加額	2,893,740,640円

##### (2) 利益準備金の減少

① 利益準備金の減少額	148,786,859円
② 繰越利益剰余金の増加額	148,786,859円

#### 3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金及び別途積立金の全額を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えるものといたしたいと存じます。

##### (1) その他資本剰余金の処分

① その他資本剰余金の減少額	2,893,740,640円
② 繰越利益剰余金の増加額	2,893,740,640円

##### (2) 別途積立金の取り崩し

① 別途積立金の減少額	1,300,000,000円
② 繰越利益剰余金の増加額	1,300,000,000円

#### 4. 上記2.及び3.の効力発生日

平成30年4月19日



第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

平成29年6月20日付で、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の宮沢宏明氏が辞任されました。また、取締役全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、下記7名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ね ぎし けん いち 根 岸 健 一 (昭和36年9月2日)	昭和60年4月 ㈱西南東急百貨店入社（平成16年2月㈱東急百貨店と合併） 平成23年4月 ㈱東急百貨店経営統括室グループ事業担当部長 平成26年2月 ㈱東急タイム営業推進部長 平成27年4月 同社取締役 平成29年2月 当社業務本部長（現任） 平成29年4月 当社常務取締役（現任） 平成29年6月 ㈱北長野ショッピングセンター取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 ㈱北長野ショッピングセンター 代表取締役社長	1,000株
2	こ ばやし もと し 小 林 基 司 (昭和35年11月17日)	平成2年5月 当社入社 平成20年6月 当社紳士服統括マネジャー 平成26年11月 ㈱北長野ショッピングセンター営業部長（現任） 平成28年8月 当社営業部長（現任） 平成29年2月 当社営業本部長（現任） 平成29年4月 当社取締役（現任）	1,200株
3	しま だ よし お 島 田 芳 雄 (昭和33年6月9日)	昭和57年4月 当社入社 平成22年4月 当社経営統括部担当部長 平成25年4月 当社総務部長 平成26年4月 当社取締役（現任） 平成28年4月 ㈱北長野ショッピングセンター常務取締役（現任）	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	に はし ち ひろ 二 橋 千 裕 (昭和29年1月26日)	昭和51年4月 (株)伊勢丹入社 平成22年1月 (株)伊勢丹専務執行役員 平成22年1月 (株)東急百貨店取締役社長執行役員 平成23年4月 (株)三越伊勢丹ホールディングス専務執行役員 平成28年4月 当社取締役(現任) 平成30年2月 (株)東急百貨店取締役会長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 (株)東急百貨店 取締役会長	0株
5	あめ みや ちから 雨 宮 主 (昭和33年6月20日)	昭和57年4月 東京急行電鉄(株)入社 平成21年2月 (株)東急百貨店執行役員経営企画室長 平成22年4月 当社監査役 平成28年4月 当社取締役(現任) 平成30年2月 当社取締役副社長執行役員企画・業務本部長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 (株)東急百貨店 取締役副社長執行役員企画・業務本部長	0株
6	お がさ わら ひろし 小 笠 原 弘 (昭和33年5月20日)	昭和56年4月 (株)東急百貨店入社 平成17年2月 同社本店営業推進部長 平成28年2月 同社執行役員SC運営部長 平成29年2月 同社執行役員たまプラーザ店長 平成30年2月 当社顧問(現任)	0株
7	やま かわ たか し 山 川 貴 史 (昭和40年10月25日)	昭和63年4月 東京急行電鉄(株)入社 平成19年1月 東急スポーツシステム(株)専務取締役 平成24年4月 マウナラニリゾート(オペレーション) (株)取締役副社長 平成24年11月 同社取締役社長 平成29年10月 東京急行電鉄(株)リテール事業部参与 平成30年2月 (株)東急百貨店取締役常務執行役員企画・業務本部副本部長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 (株)東急百貨店 取締役常務執行役員企画・業務本部副本部長	0株

(注) 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、下記3名の監査等委員である取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	窪田 俊治 (昭和31年7月4日)	昭和55年4月 ㈱東急百貨店入社 平成25年2月 同社内部統制推進室長 平成26年2月 当社顧問 平成26年4月 当社常勤監査役 平成28年4月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	1,000株
2	北村 正博 (昭和22年1月11日)	昭和40年4月 新光電気工業㈱入社 昭和45年9月 長野ソフトウェア・サービス㈱(現 ㈱システックス)設立 同社代表取締役(現任) 平成23年4月 当社取締役 平成25年11月 長野商工会議所会頭(現任) 平成28年4月 当社取締役(監査等委員)(現任) 〔重要な兼職の状況〕 ㈱システックス 代表取締役 長野商工会議所 会頭	2,000株
3	鷲澤 幸一 (昭和40年2月16日)	平成3年9月 炭平コーポレーション㈱入社 平成13年9月 同社取締役社長(現任) 平成27年4月 当社監査役 平成28年4月 当社取締役(監査等委員)(現任) 〔重要な兼職の状況〕 炭平コーポレーション㈱ 代表取締役社長	0株

(注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者北村正博、鷲澤幸一の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

①北村正博氏は、企業経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、また、長野商工会議所会頭として、地域経済及び地域社会の発展に貢献されていることから、社外取締役として適任であると判断いたしました。なお、本定時株主総会終結の時をもって、同氏の当社社外取締役としての在任期間は7年、うち監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年となります。当社は、同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

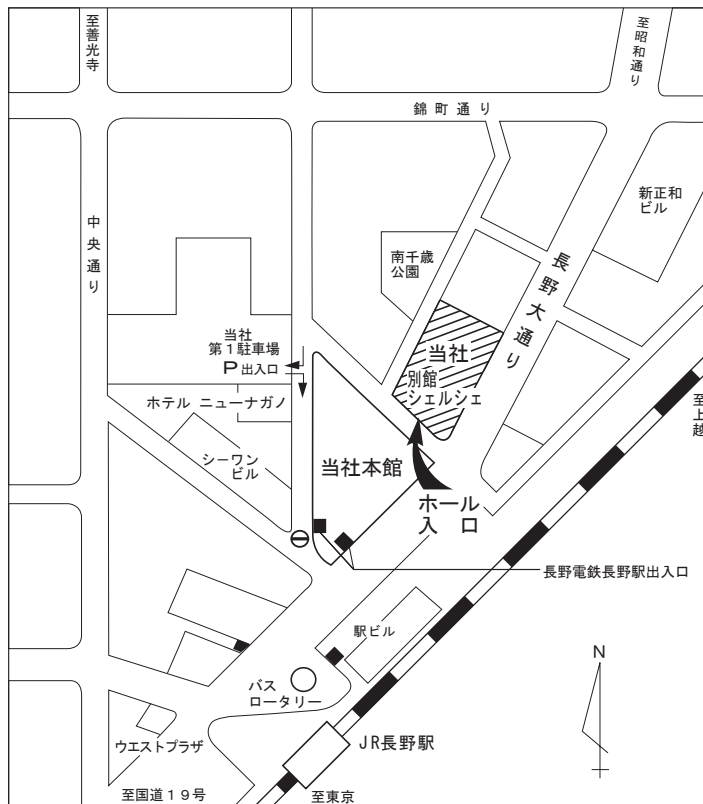
②鷲澤幸一氏は、企業経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として適任であると判断いたしました。なお、本定時株主総会終結の時をもって、同氏の当社社外監査役としての在任期間は1年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年となります。当社は、同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

3. 取締役候補者北村正博、鷲澤幸一の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

以上

# 第60期定時株主総会会場ご案内図

会場 当社別館シェルシェ 5階ホール  
長野県長野市南千歳一丁目1番地1



- 交通のご案内 ● JR長野駅善光寺口下車 徒歩約5分  
● 長野電鉄長野駅下車 徒歩約3分  
● お車ご利用の方  
上記の当社第1駐車場をご利用ください。